

みんなで支える介護保険

平成24年4月16日発行

介護保険課

☎229-3149 ☎229-3334



介護保険制度は、社会全体で介護を支え合い、真に必要な介護サービスを総合的、一体的に提供する仕組みです。65歳以上の人は第1号被保険者となり、それぞれの所得状況などに応じた介護保険料を納付していただく必要があります。

65歳以上の人の介護保険料は、3年ごとに見直しが行われ、平成24年度から平成26年度の介護保険料は、次のページの「介護保険料(平成24

年度から平成26年度)」の表のとおりです。皆さんに納付していただく保険料は、介護保険を運営するための大切な財源です。

介護サービスが必要になったときに、安心してサービスが利用できるよう、保険料の納付にご理解をお願いします。

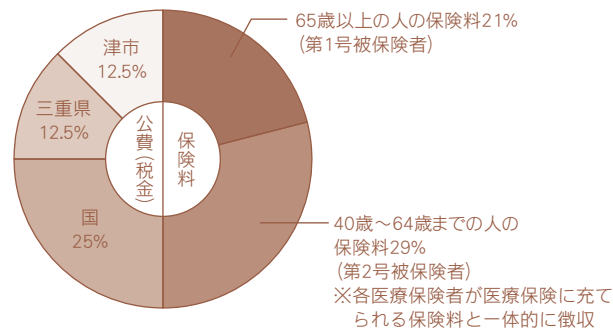
平成24年度の年間保険料額については、7月に通知書を送付する予定です。

介護保険の財源

介護保険制度は、40歳以上の被保険者に納付いただく保険料と公費を財源に運営しています。保険料の内訳は、原則として21%が65歳以上の第1号被保険者保険料、29%が40歳以上64歳以下の第2号被保険者保険料となっています。

介護保険事業費の見込み

平成24年度から平成26年度までの標準給付費(介護サービスに必要な額の9割)は、要介護認定者数の増加などに伴う伸びが見込まれます。



また、地域支援事業費(介護予防事業、包括的支援事業・任意事業の実施に必要な額)についても増加が見込まれています。

介護保険事業費(見込み)

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
標準給付費	23,032,509,544円	24,199,314,988円	25,953,603,726円	73,185,428,258円
地域支援事業費	575,565,000円	604,728,000円	648,578,000円	1,828,871,000円
総事業費	23,608,074,544円	24,804,042,988円	26,602,181,726円	75,014,299,258円